

令和元年八幡市議会第3回定例会  
請願文書表

受理年月日	令和元年8月28日	受理番号	第3号
請願者 住所・氏名	京都府八幡市橋本興正7-4 男山の太陽光発電建設反対実行委員会 共同代表 石野喜幸 他933名		
件名	男山の太陽光発電施設建設に反対を求める請願		
紹介議員	小北幸博 中村正臣 山本邦夫 岡田秀子 鷹野雅生 山田美鈴 長村善平		

請願趣旨

国宝石清水八幡宮をいただく男山は、八幡市民の誇りとする歴史的文化的自然景観です。その男山の山林が、株式会社コスモスエナジーの造成工事によって大きく傷つけられています。当初5haの造成を計画していた事業者は、隣接地権者や地元住民の反対もあって、昨年12月、八幡市に0.95haの伐採届を出しました。1ha以下にすることで、森林法の許可なしで開発しようとしたのです。ところが今年5月、事業者はいきなり重機を入れ、幅4m、長さ700mほどの進入道路を造成しました。

京都府は宅地造成等規制法（宅造法）違反の無許可工事として工事の禁止と、応急の防災措置を指示しました。7月になって事業者は、造成した道路の縁に盛土をする程度の防災措置を講じましたが、豪雨になれば造成による保水力の低下で大量の雨水が流出し、盛土を崩して谷間に流れ込むおそれがあります。2012年の京都府南部豪雨で、麓の八幡大谷の集落では排水溝が土砂で埋まり、道路が冠水するという被害があっただけに、台風の時期にあたり土砂災害が懸念されます。また、流出した雨水が流れ込む大谷川の下流域では、これまで以上に内水面の氾濫による浸水が危惧されます。

現在工事は一時的に止まっていますが、太陽光発電建設を直接規制する法令がないため、事業者は宅造法の許可さえ受ければ、いつでも工事を再開することができます。ご承知のように男山の周囲は急斜面が多く、土砂災害（特別）警戒区域に取り囲まれています。私たちが八幡市に対し、男山山林の開発禁止条例の早期制定を求めているのは、これ以上危険な開発が拡散しないようにするためです。

現在進められている工事を直接止められる法令や条例はありません。しかし大規模なメガソーラー建設計画が進められていた木津川市では、2019年3月の市議会で、計画反対と規制条例制定を求める地元の区長らの請願を全会一致で採択するなど、災害を憂慮する住民と市議会の強い反対で、6月、事業者は「地元の合意が得られなかった」として計画を撤回しました。

八幡市議会におかれましても、住民の命と生活の安全・安心を第一に考え、男山の豊かな自然と景観を次世代に引き継ぐために、現在進行中の工事計画に反対するとともに、男山の開発禁止条例を早期に制定されるよう求めます。

請願項目

1. 現在進められている男山の太陽光発電施設建設計画に反対を求めます。
2. 男山山林を太陽光発電施設建設禁止区域とする条例の早期制定を求めます。